



新しい年になりました。本年もよろしくお願いいたします。

新年早々に第6波が来て、感染状況が非常に気になるところですが、かからない、移さないよう心掛けたいものです。今年も法改正情報など、分かりやすくお伝えしていきたいと思っております。

雇用保険料率 変更について

令和4年度の雇用保険料率について新聞等に記載しておりますが、**現時点ではまだ改正案**であり、正式に法改正が決まったわけではありませんので、その点お含みおきください。

全体の料率

	現行
雇用保険料率	0.90%

⇒

令和4年 4月～9月	令和4年10月～
0.95%	1.35%

あくまでも案
ですので、ご
注意下さい！

内訳

	現行
失業等給付 (労使折半)	0.20%
育児休業給付 (労使折半)	0.40%
雇用2事業 (企業負担)	0.30%

⇒

令和4年 4月～9月	令和4年10月～
0.20%	0.60%
0.40%	0.40%
0.35%	0.35%

$(0.2\% + 0.4\%) \div 2 = 0.3\%$ が保険料天引きとなっています。

$(0.6\% + 0.4\%) \div 2 = 0.5\%$ が保険料天引きとなる予定です

- ◆ 給与から控除する雇用保険料については、法案が通った場合、令和4年10月分の給与以降変更となります。
- ◆ 注意点としては、10月分より変更となりますので、翌月払いの事業所は10月分が11月15日支払いの場合、11月15日支払い分より変更となります。
- ◆ 労働保険は締日が基準となります。

健康保険料率・介護保険料率の変更 ～令和4年3月分保険料より変更

毎年健康保険料・介護保険料の見直しがあり、例年3月分の保険料より変更となります。協会けんぽや健康保険組合からお知らせが来ますので、ご確認願います。

- ◆ 社会保険料の場合、当月徴収の事業所は**3月に支払う給与**より変更。翌月徴収の場合は**4月に支払う給与**より変更となります。
- ◆ 社会保険の場合は、支給日が基準となります。

電子帳簿保存法改正 ～2年の猶予が設けられました

前回のスマイル通信で、令和4年1月1日より電子帳簿保存法改正についてお知らせしましたが、企業側が間に合わないという声が多く、2年の猶予期間が設けられることになりました。

